

## 養護老人ホームの職員の処遇改善について

### 1. 経 過

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、介護職員等の処遇を改善するため、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を講じ、人材育成・確保の更なる支援に取り組むこととされた。

一方、養護老人ホームに勤務する職員は処遇改善の対象となっていないが、業務内容が介護職員に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であり、老人保護措置費に係る支弁額の適正な改定と、生じる経費について令和4年度より地方交付税措置を講じる旨、国の通知があった。

### 2. 市の取組内容

雲南市内に所在する養護老人ホームの職員の処遇を改善するため、老人保護措置費に係る支弁額を改定する。

### 3. 処遇改善の対象職員

養護老人ホームの支援員及び生活相談員

### 4. 1ヶ月の支弁額の計算及び支払い方法

①対象職員数（常勤換算 8.5人）×9,000円＝処遇改善総額

②処遇改善総額÷対象入所者数＝対象入所者1人当たりの処遇改善額

※対象入所者とは、介護保険サービスを利用している入所者を除く。

③対象入所者1人当たりの処遇改善額を、毎月の老人保護措置費請求にあわせて支払い

④雲南市以外の施設に措置している入所者については、市外の養護老人ホームの所在市町村の長が算定した金額に基づき支払い

### 5. 1年間の必要経費

処遇改善に係る支弁額の改定によって生じる年間経費 概ね1,156千円

### 6. 適用開始日

令和4年4月1日（遡及適用）

### 7. 予 算

処遇改善に係る必要経費については、9月補正予算に計上予定